

エリザベト音楽大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	エリザベト音楽大学(学部・学科等の課程)			設置者名	学校法人 エリザベト音楽大学				
学部・学科等の名称等				認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成30年度)			
学部	学科等	設置年度	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業生数	免許状取得者数		教員就職者数
							実数	個別	
音楽学部	音楽文化学科 幼児音楽教育専修	平成15年度	(10人)	幼一種免	令和元年度	13人	10人	10人	8人
	音楽文化学科	平成13年度	20人	中一種免(音楽)	令和元年度	7人	1人	1人	0人
				高一種免(音楽)	令和元年度			1人	
	演奏学科	平成13年度	60人	中一種免(音楽)	令和元年度	42人	23人	23人	5人
				高一種免(音楽)	令和元年度			23人	
入学定員合計			80人	合計		62人	34人	58人	13人
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成31年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 ・幼児音楽教育専修の入学定員は音楽文化学科の入学定員数の20人の内数。 								

エリザベト音楽大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		エリザベト音楽大学(研究科・専攻等の課程)		設置者名		学校法人 エリザベト音楽大学			
研究科・専攻等の名称等				認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成30年度)			
研究科	専攻等	設置年度	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
							実数	個別	
音楽研究科	音楽学専攻	平成2年度	3人	中専免(音楽)	令和元年度	9人	2人	2人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			2人	
	宗教音楽学専攻	平成2年度	2人	中専免(音楽)	令和元年度	0人	0人	0人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			0人	
	声楽専攻	平成2年度	3人	中専免(音楽)	令和元年度	5人	4人	4人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			4人	
	器楽専攻	平成2年度	12人	中専免(音楽)	令和元年度	14人	5人	5人	1人
				高専免(音楽)	令和元年度			5人	
入学定員合計			20人	合計		28人	11人	22人	1人
備考	・「研究科・専攻等の名称等」欄は、平成31年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各専攻等の実人数、「個別」欄は各専攻等内の教職課程ごとの人数である。								

エリザベト音楽大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		エリザベト音楽大学(学部・学科等の課程)			設置者名	学校法人 エリザベト音楽大学			
学部・学科等の名称等				認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成30年度)			
学部	学科等	設置年度	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業生数	免許状取得者数		教員就職者数
							実数	個別	
音楽学部	音楽文化学科 幼児音楽教育専修	平成15年度	(10人)	幼一種免	令和元年度	13人	10人	10人	8人
	音楽文化学科	平成13年度	20人	中一種免(音楽)	令和元年度	7人	1人	1人	0人
				高一種免(音楽)	令和元年度			1人	
	演奏学科	平成13年度	60人	中一種免(音楽)	令和元年度	42人	23人	23人	5人
				高一種免(音楽)	令和元年度			23人	
入学定員合計			80人	合計		62人	34人	58人	13人
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成31年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 ・幼児音楽教育専修の入学定員は音楽文化学科の入学定員数の20人の内数。 								

エリザベト音楽大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		エリザベト音楽大学(研究科・専攻等の課程)		設置者名		学校法人 エリザベト音楽大学			
研究科・専攻等の名称等				認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成30年度)			
研究科	専攻等	設置年度	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
							実数	個別	
音楽研究科	音楽学専攻	平成2年度	3人	中専免(音楽)	令和元年度	9人	2人	2人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			2人	
	宗教音楽学専攻	平成2年度	2人	中専免(音楽)	令和元年度	0人	0人	0人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			0人	
	声楽専攻	平成2年度	3人	中専免(音楽)	令和元年度	5人	4人	4人	0人
				高専免(音楽)	令和元年度			4人	
	器楽専攻	平成2年度	12人	中専免(音楽)	令和元年度	14人	5人	5人	1人
				高専免(音楽)	令和元年度			5人	
入学定員合計			20人	合計		28人	11人	22人	1人
備考	・「研究科・専攻等の名称等」欄は、平成31年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各専攻等の実人数、「個別」欄は各専攻等内の教職課程ごとの人数である。								

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：令和2年1月21日（火曜日）

実地視察大学：エリザベト音楽大学

【全般的事項】

- 教員養成に関する教員組織等については、おおむね良好に実施されている。
- 教育課程について、「2.」で指摘するように、教職課程認定基準の観点からは是正すべき点を確認されたため、その点については、速やかに是正すること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 「音楽芸術および音楽教育に関する理論、技能および実践の教授研究により、真に芸術を愛し、「美」の追求に真摯な人材を養成する」という教員養成に対する理念・構想を示しているが、それを具現化するための教職課程に対する全学的な組織、教育課程及び教員組織を一層充実させるように努めていただきたい。

2. 教育課程（教科及び教職に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 音楽文化学部音楽文化学科幼児音楽教育専修は幼稚園一種の教職課程の認定を受けているため、教職課程認定基準2（5）に定める「教員養成を主たる目的」とする学科等であることが前提である。当該学科等は教職課程認定審査の確認事項1（4）③に定めるとおり、卒業要件において免許状取得に係る科目が相当程度、必修として位置付けられていることが必要である。今後、「教員養成を主たる目的」とする学科等としてよりふさわしいものになるよう、卒業要件における免許状取得に係る科目の履修の位置付けを見直すこと。
- 中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する専門的事項」については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科又は共通開設の授業科目を充てることを可能としているが、音楽学部音楽文化学科及び演奏学科の中学校一種（音楽）及び高等学校一種（音楽）の各教職課程においては、科目区分の半数を超えて共通開設の授業科目を充てているように見受けられる。これらの教職課程については、「教職課程の基準の在り方に関するワーキンググループ」での検討状況も踏まえ、教職課程認定基準を満たすよう是正すること。

3. 教育実習の取組状況

○ 教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や系列校等の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。なお、やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○ 教職を目指す学生全てに対して、一定の水準以上の教職指導が実施されるように、体系的かつ組織的に指導していくための体制を引き続き充実させていきたい。開放制の課程においても、教職を目指す学生の自主的な学びを醸成するため、教員免許状の取得を希望する学生を把握し、1年次から履修カルテを作成するなど、学生の4年間を見据えた教職指導が実施できるよう検討いただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○ 音楽系の大学という特色を生かした教育ボランティア等の活動が充実されている点は評価できる。

○ 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後も地元教育委員会・学校等との連携・協働に努めていただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○ 教職関連図書・雑誌については、教職を志す学生が、教育に関する最新の情報を入手することができるように、引き続き図書環境の充実に努めていただきたい。

7. その他特記事項

○ 教育職員免許法施行規則第21条第2項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程があることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続を行うとともに、手続面も含め教職課程を点検する全学的な組織及び体制を充実し、継続するよう努めていただきたい。